

堀ノ内南町会規約

- 第1条 本会は堀ノ内南町会と称し、事務所を会長宅に置く。
- 第2条 本会の会員は堀ノ内1・2丁目の当会区域内に在住する世帯者及び法人並びに事業所又は営業所を有するものを以って組織する。
- 第3条 本会の会員は所定の会費を負担する。
会費は原則として一世帯一か月100円とする。 上限は定めない。
- 第4条 会計年度は4月1日に始まり、翌3月31日までとする。
- 第5条 本会は会員相互の親睦を図り、共同の福祉増進に寄与すると共に関係諸官との連絡を密にし、次の事業を行う。
1. 街路灯の維持管理
 - ★2. 災害防止対策として防災、保健衛生の各部を置く。
 - ★3. 文化事業の目的を達成するために、イベント企画部を置く。
 4. その他必要と認められた事態が発生した場合は役員会の協議によりこれに対処する。
- 第6条 本会には次の役員を置く。
1. 会長1名、副会長若干名、総務若干名、会計2名、監事2名。
 - ★2. 総務部、イベント企画部、防災部、地域安全部、保健衛生部各部に部長1名、副部長若干名。
 3. 顧問・相談役若干名。
- 第7条 役員は原則として各地区より選出する。
- 第8条 役員を選任は下記の通りとする。
1. 会長及び監事は選考委員会で選定し、総会の承認を得る。
 2. 副会長、総務、会計、部長、副部長、および班長は役員の間選による。
 3. 顧問・相談役は総会に於いて推薦する。
 - 4-1. 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。
 - 4-2. 全役員2/3以上の賛同を以って、解任する事が出来る。
 5. 会長は原則として80歳を定年とする。
- 第9条 本会の会議は次の通りとする。
1. 定期総会は毎年決算後2ヶ月以内に会長がこれを招集し、事業報告及び決算報告並びに新年度事業計画及び予算の承認を求める。
 2. 監事は、会計監査を行う。
 3. 規約の変更その他必要と認められた事項については、会長は臨時総会を招集する事が出来る。

★印は案

第10条 定例役員会は毎月、会長がこれを招集し必要と認められた事項については臨時役員会を開く事が出来る。

第11条 総会の議決は出席者の3分の2を以って決する。

第12条 慶弔及び表彰等の内規は別に定める。

第12条に基づく内規

1. 役員引退に際し、5年以上務めた者に対し記念品又は金一封を贈る。
その他、特別に功績を残された方については役員会に諮り決定する。
2. 会員（含配偶者）の死亡に伴う会よりの弔慰金表明の基準。
3. 集合住宅在住世帯は、都度考慮する。

区分		死亡通知 及び責任者	弔慰金 本会計	花輪 又は生花	備考
役員	会長	全役員	10.000	有	含会長経験者
	役員	全役員	10.000	都度決定	含役員経験者
会員	一般	班長	5.000	無	

※ 町会特別功労者の場合は、正副会長協議の上この基準を超えることが出来る。
依頼があれば、会が葬儀の手伝いを引き受ける。

第13条 火災等見舞金は一律5.000円とする。

第14条 会長、副会長及び総務等役員の職務内容については別に定める。

1. 会長は本会を統括して総ての会議を招集しその議長となる。
副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

会計は本会の会計を掌る。監事は会計を監査する。

2. 本会の規約に別段定めのないものは役員会で決める。
3. 本改正規約は2023年5月13日から施行する。